

第 2 号 (令和 4 年 6 月 2 0 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和4年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和4年6月20日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年6月20日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年6月20日午前11時19分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	田中	保美	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	辻井	祐介
議会書記	林田	夕加			

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭

教 育 長 中田 邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
理 事 中島 一也
税 務 課 長 乾 浩朗
上 下 水 道 課 長 仁木 崇

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和4年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和4年6月20日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第25号 押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第3 議案第26号 井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第28号 令和4年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）
- 第5 議案第29号 令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第6 議案第30号 令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第7 議案第35号 財産取得について同意を求める件
- 第8 令和3年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書、並びに令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第9 発議第4号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書
- 第10 発議第5号 消費税率を5%に引き下げるよう求める意見書
- 第11 議員派遣の件
- 第12 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから、令和4年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会
議を開きます。

町長より、議案第35号として、財産取得について同意を求める件が追加
提案として提出されております。また、谷田利一議員より、発議第4号、国
民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書が、谷田みさお
議員より、発議第5号、消費税率を5%に引き下げよう求める意見書が提
出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項
として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、田中保美
議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第25号、押印を求める手続の見直し等に伴う関係
条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第25号、押印を求める手続の見直し等
に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、ご説明申し上げます。

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙の
ように定める。

なお、今回、行政手続における住民の負担軽減や利便性の向上を図るため、
押印を求める手続の見直しを実施することに伴い、関係条例を一括に所要の
改正を行うものであります。

それでは、2ページをご覧ください。

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照
表（第1条関係）でございます。公平委員会の委員の服務の宣誓に関する
条例の一部改正であります。

例規ページ数765、第1条、趣旨の規定でありまして、今回の改正に合

わせて条文を整備するものでございます。

続きまして、同じく765ページ、第2条、宣誓の規定でございまして、様式を規則に定めるため、条文の整備をするものであります。

それでは、3ページをご覧ください。

766、別記様式であります。先ほど述べましたように、規則で定めるため、当該様式を削除するものであります。

4ページをご覧ください。

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）でございまして、固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。

例規ページ数841、第4条、審査の申出の規定及び、その下です、842ページ、第8条、口頭審理の規定でありまして、押印を求める規定を改める条文の整備であります。

続きまして、次のページ、5ページをご覧ください。

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条関係）でございまして、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数971、第2条、職員のサービスの宣誓の規定でありまして、様式を規則で定めるため、条文の整備をするものであります。

下の欄、同じく971ページ、別記様式であります。規則で定めるため、当該様式を削除するものであります。

続きまして、次のページ、6ページをご覧ください。

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第4条関係）でございまして、井手町火入れに関する条例の一部改正であります。

例規ページ数3291、第2条、許可の申請の規定及びその下の欄、3291、同じページの第4条、許可証の交付等の規定でありまして、それぞれ様式を規則で定めるための条文の整備であります。

次の7ページ、8ページをご覧ください。

3294、別記様式第1号及び、その下の8ページですけれども、3295、別記様式第2号であります。規則で定めるため、それぞれの様式を削除するものであります。

次のページ、9ページをご覧ください。

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第5条関係)でありまして、井手町ラブホテル建築等規制条例の一部改正であります。

例規ページ数3423、第3条、事前届出及び同意の規定でありまして、本文中各様式を規則で定めるための条文の整備であります。

10ページから14ページをご覧ください。

10ページ、3423の5、様式第1号、続きまして、次のページ、3423の6、様式第2号、12ページ、3423の7、様式第3号(甲)、そして最終ページ、13ページですけれども、3423の8、様式第3号(乙)がありますが、規則で定めるため、それぞれの様式を削除するものでございます。

1ページをご覧ください。

一番下でございます。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) いろんな行政の手續に印鑑の押印を減らそうということで、国の方からも号令をかけて見直ししようということになったわけですが、これを今聞いて、これだけですかと、これだけしか項目、判こが要らないということにならないのかと。少ないんじゃないかと思うんですけど、一体全部で何項目ぐらい印鑑を、いろんな条例上、押すように定められているものがあって、それを検討した結果、公平委員の件、職員の宣誓の件、固定資産評価審査、火入れとラブホテルの建設、項目に分けたら5項目ぐらいじゃないかと思うんですけど、これだけしか廃止できないのか、もう既にそういうことは必要なくなっていたのか、検討状況の経過も含めて、ご説明をお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　ただいまのご質問でございますが、条例につきましては、おっしゃりますように、この5本が様式があって印鑑を押すようなものというところでございますので、これについては議会に諮らせていただいて、今回提案をさせていただきます。

ほか、規則、訓令、規程、要綱について、私ども、洗い出しをしまして、この条例5本も入れまして、約200本の例規が該当します。そのうち約750様式が印鑑を押す様式ということになっておりますけれども、実際、本人確認がどうしても必要な印鑑証明のものとか、今でも押印を継続していかなければいけないものはございますけれども、約750様式の中の約560様式が見直しの対象になってくるものとして、現在事務手続をしているというところでございます。

なお、この条例を可決いただきました後には、規則、訓令、規程、要綱につきましても改正をして、押印の廃止の事務に取りかかりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第25号、押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第26号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾 税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、議案第26号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、5ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）であります。

例規ページ数1768ページ、第18条の4、納税証明の交付手数料の規定でありまして、地方税法等の改正に伴い、DV被害者等への支援措置として、納税証明に記載する住所が固定資産税課税台帳に記載されている登記簿上の住所である場合、DV被害者等が登記所に対して被害者である旨の申出を行った場合には、登記簿上の住所を記載せず、その代わりとなる事項を記載して交付することとされたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1772ページ、第32条、所得割の課税標準の規定でありまして、法改正により、上場株式等の配当及び譲渡所得について、所得税と課税方式を一致させることとされたことに伴い、第4項に規定する配当所得及び、次のページをご覧ください、第6項に規定する株式等譲渡所得の規定を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1775ページ、第33条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の規定でありまして、法改正に伴い、規定中の文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数1775ページ、第35条の2、町民税の申告の規定でありまして、法改正に伴い、第1項に規定する配偶者特別控除の対象者から除くものとなる源泉控除対象配偶者の表記を改めるとともに、次のページ、第2項における引用条項を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1777ページ、第35条の3の規定でありまして、法改正に伴い、「附記」の表記を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1777ページ、第35条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定でありまして、法改正に伴い、見出しの「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改めるとともに、次のページをお開きください、第1項第2号に、新たに申告書の記載事項に、自己

と生計を一にする配偶者の氏名を追加し、これに伴い、第2号、第3号をそれぞれ1号ずつ繰り下げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数1778ページ、第35条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定でありまして、法改正に伴い、見出しの「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改めるとともに、第1項に規定する申告書の提出義務者に、特定配偶者及び16歳以上の扶養親族で退職手当等に係る所得のある者を追加するとともに、第1項第2号に、新たに申告書の記載事項に特定配偶者の氏名を追加し、これに伴い、第2号、第3号をそれぞれ1号ずつ繰り下げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数1802ページ、第72条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料の規定でありまして、法改正に伴い、DV被害者等への支援措置として、固定資産課税台帳に記載されている住所が登記簿上の住所である場合、DV被害者等が登記所に対して被害者である旨の申出を行った場合には、閲覧の際、登記簿上の住所を記載せず、その代わりとなる事項を記載することとされたことに伴う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数1802ページ、第72条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の規定でありまして、法改正に伴い、先ほどの第72条の2の改正と同様に、DV被害者等への支援措置により、その代わりとなる事項を記載することとされたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1825ページ、附則第7条の3の2の規定でありまして、法改正に伴い、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除における適用期間が延長されたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1839ページ、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けようとする場合には、所得税での適用がある場合に限り適用することとされたことに伴う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数1842ページ、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特

例の規定でありまして、法改正に伴い、引用条項が削除されたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1846ページ、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、特例適用配当等について、申告分離課税の適用を受けようとする場合には、所得税の確定申告書にその旨の記載がある場合に限り適用するとされたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1848ページ、附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、先ほどの附則第20条の2と同様に、法改正に伴い、条約適用配当等について、申告分離課税の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨の記載がある場合に限り適用するとされたことに伴う条文の整備であります。

17ページをお開きください。

次に、例規ページ数1851ページ、附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の規定でありまして、法改正に伴い、次条の附則第25条削除に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1852ページ、附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定でありまして、法改正に伴い、条文を削除するものであります。

19ページをお開きください。

井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、令和3年井手町条例第11号の一部を改正するものであります。

例規ページ数は未施行規定のため記載しておりません。本改正につきましては、法改正に伴う条文の整備でありまして、令和3年度税制改正の内容に基づき、令和3年井手町条例第11号におきまして、令和6年1月1日施行として改正いたしました第35条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正規定を改めるものであります。

それでは、3ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次に、第2条、納税証明書に関する経過措置の規定であります。

次に、第3条、町民税に関する経過措置の規定であります。

次のページをお開きください。

次に、第4条、固定資産税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　9番、谷田みさおです。大きく2点伺います。

1点目はDV被害者等への支援措置に関わる変更ですけれども、納税証明や固定資産税の課税の記載事項証明など、そういうものに知られたら困る住所が書いてあると困るということなんですけど、住基台帳の方の措置と同一でないといけないと思うわけですけれども、これはどういう場合に支援措置が適用になるか、今の説明だと、DV被害者等で申出があればとありますが、DV被害者と認定されるのは非常にハードルが高いと私は考えています。本人が、私の住所を知られたら困るから記載しないでくださいと申し出るだけで対象になるんですか。住基の方も一緒だと思うんですけど、併せて答えてもらったらありがたい。

それと2点目が、10ページ、11ページに、扶養親族の申告書について、配偶者の名前を書けというのが出てきているんですけれども、これはどういう配偶者の名前を書かないといけないのか。配偶者だったら全員書けということではなくて、いろいろ条件が書いてあると思うんですが、もう一度、どういう配偶者なのか、収入が少ない人で扶養家族になっている人は全部なのか、配偶者の方も退職手当をもらうということがあある人だけなのか、ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗）　ただいまの、まずDV被害者等の関係でありますけれども、今回の規定では、住所を知られたくないということで登記所の方に申出のあった方については、住所に代わる事項ということで、想定としては、本来の住所と異なる親族や知人の住所、支援団体の住所など、そういうのを

申請されるかと思うんですけども、DV被害者であるかどうかというのは、現在、住民基本台帳事務における支援措置というのがありまして、そちらの方でDVを受けているという認定があれば、その取扱いがされるということで、現在、本町におきましてそういった形で、住民福祉課と連携しながら対応は既にしているところであります。

ただ、今回の法改正によりまして、どうしても登記に基づくものについては、本町におきましては町内に住民票とか戸籍のある方しか把握ができないので、もし町外の方などでありましたら、それは対応できないという部分は確かにあるんですけども、今回の法改正によりまして、本人がDVの被害者であるということを、まず住民基本台帳事務における支援措置の方で適用ということになったということ、おそらく登記所の方でも認定をされるんだろうとは思いますが、それに基づいて、住所の記載事項が、申出がありましたら、そちらの方に変更された内容のものが町に通知されますので、改正していくというふうになると思っております。

それと、11ページの第35条の3の3の部分です。今回、新たに第35条の3の3の規定におきまして、公的年金受給者等の扶養親族書の提出義務者、それについて「特定配偶者」という文言が入りましたけども、これは前年度の合計所得が900万以下である納税義務者の配偶者で、退職手当等に係る所得を含む前年の合計所得が95万円以下であるという特定配偶者、または退職手当等に係る所得を有する控除対象扶養親族、16歳以上の扶養親族を有する方ということになりまして、それに加えまして、特定配偶者、その氏名が新たに申告書の方に規定が追加されるということになっています。

退職所得が今回そういう文言に記載されたという、その背景ですけども、退職手当に係る所得を有する方への所得判定に対応するという事になっておりまして、退職所得における合計所得金額の算定には所得税と住民税との違いがありまして、所得税法上は退職所得を含んで算定するのに対しまして、地方税法上は源泉徴収対象となる分離課税の退職所得は含まないと規定されております。このことによりまして、配偶者特別控除、また扶養控除等の適用を判定する際に、所得税法上は控除対象とならないものであっても、地方税法上は控除の対象となるものについて、申告書に記載するよう規定がなされたということとなっております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 細かいいろいろな規定の変更があって、私思うには、マイナンバーというのができて、個人個人、全部番号がつけられているわけですね。それにもかかわらず、やっぱりこうやって申告しないと全部把握できないということになっているんですよ。本当にマイナンバーは意味があるのかとすごく思うんですけども、それは置いておいて、DV被害者の関係ですけど、住基の支援対象になっている人と一緒だということですね。

やっぱり住基の支援対象というのは、具体的に相談があった例でいうと、離婚調停中だと、物すごい罵詈雑言を浴びせられると、そういう調停中に住所を移したことを知られたくないという方があったんですけども、それは全然、住基の方では支援対象にならないと言われたんです。やっぱり女性センターに相談に行って、どういうふうに支援を受けたかという記録などを全部出して、かつ裁判所が認めるとか、警察からストーカーで近づかないように排除命令が出ているとか、そういう法的な何か根拠がないと、全然対象にならないんです。

それと抜け道で、今度は住基で対象になったら、登記簿を見たらいいじゃないかみたいな人が出てくるかもしれないから、こういうことも考えられたということだと思うんですけども、厳密にやってもらわないといけないのですが、本当に今の支援措置はハードルが高いというのと、それと今、実際にこの措置が始まるまで、現状どうしているのかということなんです。現状も住基の支援措置の対象になっている人について、納税証明なんかを、少ないとは思いますが、くださいと言って出てきたときに、現状は何もチェックせずに渡しているのか、今回こういうふうに条例上明記されるからチェックできるようになるのか、どうなんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

DV被害者等に対する各種証明書の交付の際の取扱いなんですけども、先ほどもちょっと言いましたけども、現在も住民福祉課と連携しまして、住民基本台帳事務における支援措置というのは情報を共有させていただいていま

す。実際にはDV被害者等を、証明書とかは電算システムで出すということになっているんですけども、それで検索をかけたときに警告情報が出るという形になっております。警告情報が出た場合、その内容がDV被害者等によるものであった場合は、各種証明書等を交付する際には、まず本人確認、写真貼付の官公署発行の証明書、運転免許証であるとかマイナンバーカードであるとか、そういったもので本人の確認をした上で、本人以外には出さないということにしております。

また、なりすまし防止ということで、代理人であったり郵便請求という方法もあるんですけども、郵便請求による請求には応じないという形で対応しております。

どうしても、例外として、官公署とか資格のある弁護士、司法書士などの有資格者から、職務上の請求などがある場合につきましては、住所を削除するなど、住所部分をアスタリスクでマスク処理などをして出すということで対応はさせていただいております。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第26号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第28号、令和4年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也）　　それでは、議案第28号、令和4年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和4年度井手町水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和4年度井手町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入であります。第1款水道事業収益、既決予定額1億3,523万8,000円、補正予定額18万2,000円、合計1億3,542万円。第1項営業収益、既決予定額1億1,109万2,000円、補正予定額960万円の減、合計1億149万2,000円。第2項営業外収益、既決予定額2,414万5,000円、補正予定額978万2,000円、合計3,392万7,000円。

次に、支出であります。第1款水道事業費用、既決予定額1億3,163万3,000円、補正予定額18万2,000円、合計1億3,181万5,000円。第1項営業費用、既決予定額1億2,663万円、補正予定額18万2,000円、合計1億2,681万2,000円。

第3条、資本的収入及び支出の規定であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入であります。第1款資本的収入、既決予定額5,800万2,000円、補正予定額1,700万円、合計7,500万2,000円。第6項他会計負担金、既決予定額はございません、補正予定額1,700万円、合計1,700万円。

次に、支出であります。第1款資本的支出、既決予定額7,599万9,000円、補正予定額1,700万円、合計9,299万9,000円。第1項建設改良費、既決予定額6,329万9,000円、補正予定額1,700万円、合計8,029万9,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 補正予算の質疑の前に、支援学校で上水道から異物が検出された問題で、最初に検出されたときに、こういう措置を取りますという説明は、議員が緊急に集まりまして、議会の方にも説明を受けたんですけども、その後の経過が、新聞報道には出ていましたけれども、議会の方には説明がないので、結局どういう経過をたどって、今どうなっているのかということをお願いしたいと思います。

質問としては、物価高騰の水道料金の減免ですけれども、口径別にメーターの使用料や基本料金が違うわけですけど、もちろんこの補助金というのは、税抜きで町が料金を決める、その額を補助するということですよ。それが発生しないわけだから、消費税も消費者の方には発生しないということで、税抜きの額の合計が960万円ということなんですねということの確認と、それと13ミリから100ミリまで、口径別に何件、井手水で対象になるのか。

それと、井手水のところで聞くかどうかですけど、有王地区の方なんかは水道がそもそも来てないわけですよ。今回、物価高騰対策として水道料金の減免をするということであれば、そもそも水道の設備につないでないという、自分たちは井戸水だけでやってますという人は別として、そもそも町が、住民の方がおられるにもかかわらず上水道を引けてない地域に対しては、何か補助を考えておられるのかということをお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） ただいまのご質問の関係でございますけども、まず支援学校の関係につきまして、これまでの経過につきまして、ご説明させていただきます。

まず、5月11日に支援学校の受水槽の水から異物が出たとの連絡を受けまして、職員が同校にて異物を確認するとともに、同校へ給水するために新たに設置した水道本管についても調査いたしましたところ、異物が発見されたところでございます。このため、同校において採取した遺物や水道本管の水を検査機関に検査依頼するとともに、新設水道本管の洗管作業を2日間にわたり実施をしまりました。しかしながら、完全に除去するまでに至らなかったことから、支援学校への給水を5月14日に停止いたしまして、給

水車による給水活動を行ってきたところでございます。

その後、水道本管から採取いたしました水及び異物に関する検査結果の報告がございまして、水質につきましては水道の水質基準に適合しており、異物につきましても、有害なものは含まれていないことが確認できたことから、5月26日から水道本管からの給水を再開させていただいたところでございます。

次に、予算の減免関係ですけれども、まず、今回減免措置させていただく金額につきましては、消費税込みの金額を減免措置させていただくこととしてございます。

次に、口径別の件数でございますけれども、まず直近、令和4年5月時点の件数で申し上げます。13ミリにつきましては718件、20ミリにつきましては1,212件、25ミリにつきましては55件、40ミリにつきましては28件、50ミリにつきましては12件、75ミリにつきましては3件、100ミリにつきましてはゼロ件でございます。

次に、有王地区に対する減免措置でございますけれども、議員ご指摘のとおり、あちらの地区には水道の本管が通っておりませんで、上水道の使用をされていないということで、今回の減免措置の対象には含めていないところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今回のメーターごとの数字は、井手水だけでこれだけあるということですか。2,000件を超えるんですね。多賀水はまた会計が別だから聞いてないんですけど、井手水だけの数字ですかということと、それと、税込みの額で補助するというのは、住民の方にすると、メーター使用料がかからない基本水量、3トンだけですけど、少ないと思うんですけど、それがかからない。そうすると、消費税はかからないんじゃないですか。その分も水道の会計には補助金が頂けるといことなんですか。ちょっと何か不思議な気がするんですが。

住民の方は実際減免されるから、その分消費税を払わないでしょう。だけど、町としては払うから、その分を補助としてもらう。でも、メーターの使

用料なんて町が徴収しているでしょう。細かいことを言えば、メーター使用分については、徴収されなかったら、町は消費税を払わなくていいのと違うんですか。全部込みで払うんですか。実際、消費税を町が払わないといけない分も、国から全部、町が持ち出しにならないように頂けるということだったら理解はできるんですけど、何かちょっとよく分からないなと思うので、もう一度説明いただけたら。

それと、デジタル水道台帳の委託ですが、1,700万円もかなり高額なんですけど、これも財源はもちろん国から頂けるといことですが、デジタル水道台帳というもののイメージがどういうものなのか、全部紙に落としていた台帳をパソコン上に入力するだけということなのか、ちょっとご説明をお願いします。

あと支援学校の件で、今説明があったんですけど、その後、異物そのものは検出されるように新聞報道にはあったんです。それはやっぱりちょっと、何か不安なんですけれども、異物そのものが今現在も検出されているのかどうか、直近でどうなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) ただいまのご質問の中の、まずは1点、メーターの減免の先ほどの件数でございますけども、先ほどは井手水のみ件の数でご報告をさせていただいたところでございます。

次に、支援学校の異物の関係でございますけども、この間、新設した水道本管から異物が確認できたときから、3か所で洗管作業を行い続けまして、その都度バケツに採水し、異物を確認してまいりました。洗管作業を続けているうちに、目視できる異物の数や、採水したバケツで異物が確認できる頻度が少なくなってまいりましたが、それでも異物が確認できていることから、より効果的な洗管作業の方法がないか、専門的な知識を持った方に協力いただきながら、作業をまた続けて行い、目視できる異物の数や、採水したバケツで異物が確認できる頻度がさらに少なくなり、ほぼなくなったと思っております。

ただ、支援学校へのプールの注水などを、ふだん流れている水の量より大量の水がいつときに流れることによりまして、管の中の汚れが混入してしまうことは考えられますので、今後も当面の間は定期的に注視してまいりたい

と考えております。

台帳のデジタル化の関係でございますけれども、今現在、紙ベースでの台帳ということで、水道の管路など、そういったものを整備して置いているわけですが、そのデジタル化といいますと、イメージ的には透明なフィルムに水道本管の場所を書いたものをウェブ上で公開できるような形で整備するというのがデジタル化でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) 減免に係る消費税の取扱いについてのご質問であります。水道事業会計の消費税の申告については、専門家の会計士の方にいつもご相談させていただいておりますので、その辺、またご相談をしながら対処してまいりたいと思います。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 賛成の立場で討論します。

この間、物価高騰に関して国からの補助金が頂けるということで、それプラス、併せて町からも一般財源を使ってでも軽減しようということ、それは大変ありがたいことだと思っているんですが、今質問したみたいに、有王地区の方だけじゃないかもしれないけど、水道管の恩恵を受けていない、自分で井戸を掘って給水されている方があるわけです。そういう方についても、きめ細かく支援が行き届くようお願いをしたいと要望して、賛成をいたします。

議長(西島寛道) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第28号、令和4年度井手町水道事業会計補正予算(第1

回)を採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第29号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) それでは、議案第29号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,418万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,329万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。2款使用料及び手数料、補正前の額3,505万9,000円、補正額420万円の減、計3,085万9,000円。5款繰入金、補正前の額761万9,000円、補正額1,838万1,000円、計2,600万円。

以上、歳入合計、補正前の額6,911万円、補正額1,418万1,000円、計8,329万1,000円。

次のページをお開き願います。

歳出であります。1款業務費、補正前の額3,077万6,000円、補正額1,418万1,000円、計4,495万7,000円。財源内訳といたしまして、その他718万1,000円、一般財源700万円。

以上、歳出合計、補正前の額6,911万円、補正額1,418万1,000円、計8,329万1,000円。財源内訳といたしまして、その他の718万1,000円、一般財源700万円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　先ほど井手水でもお聞きしましたけども、口径ごとの契約件数を、多賀水の方もお願いいたします。

それで、先ほど井手水の方で説明があったみたいに、税込みだということになると、メーターの使用料が13ミリだったら、76円が税抜きですね、3トンの基本料金が494円、合わせて570円の、それを税込みにすると627円、掛ける6か月分ということになると、1件当たり、13ミリの方で3,762円、20ミリの方だと4,140円というふうに、私が計算したらそうなったんですが、これで正しいですかということをお聞きします。

それと6ページ、多賀水事業計画の変更のための予算があるんですが、なぜ事業計画を変更しなければならないのか、どこの部分のことなのか、ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木　崇）　ただいまのご質問でございますけども、まず口径別の件数でございますけども、13ミリが433件、20ミリが396件、25ミリが28件、40ミリが6件、50ミリが5件、75ミリと100ミリはゼロ件でございます。

続きまして、先ほどの6か月の減免額につきまして、税込みで申し上げます。13ミリが、議員おっしゃったように3,762円、20ミリにつきましては、おっしゃったように4,140円で正しい計算でございます。

次に、6ページの事業変更の関係でございますけども、この場所につきましては、山城多賀駅の商業施設の関係につきまして、事業計画区域に追加するため、予算を計上したものでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第29号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第30号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） それでは、議案第30号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,701万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。なお、今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

まず、歳入であります。3款繰入金、補正前の額2億1,069万3,0

000円、補正額2,400万円、計2億3,469万3,000円。

以上、歳入合計、補正前の額5億9,301万5,000円、補正額2,400万円、計6億1,701万5,000円であります。

次のページをお開き願います。

歳出であります。1款総務費、補正前の額1億5,644万4,000円、補正額2,400万円、計1億8,044万4,000円。財源内訳といたしまして、その他の2,400万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額5億9,301万5,000円、補正額2,400万円、計6億1,701万5,000円。財源内訳といたしまして、その他の2,400万円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　6ページ、デジタル下水道台帳の件ですが、井手水も多賀水もデジタル化されるということで、この補正予算が決まれば契約等がされていくと思うんですけども、単に数字を入力するだけだったら、いろんな方法、やり方は一つだと思うんですけど、透明なフィルムに地図を書いていくみたいなことになると、微妙に業者によって差が出るんじゃないかと思うんですけども、これは三つ別々の会計ですけど、全部同じ業者にお願いをしようとか、そういうことを考えておられるのか。

これはずっと更正し続けたいといけませんよ、保守契約みたいな。そういうものも今後、予算が必要となってくるかと思うんですけども、今回これは国の方からお金が出るのか知りませんが、それは全部やっぱり自前でやらないといけないと、年間で幾らぐらいそのコストがかかりそうかとお考えか、今分かればお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木　崇）　ただいまのご質問でございますけども、発注方法等につきましては、予算をご可決いただきましたら、よりよい形の発注方

法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、今後の保守料等につきましては、今、見積りなどを頂いている業者に確認いたしますと、保守料等はかかってこないということは聞いております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 会計の処理上、三つの別会計を同じ業者で一括発注するみたいなことは可能なのか、あり得るのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) ただいまのご質問でございますけども、別会計の事業を一括発注することができるのかどうかということでございますけども、そちらは可能でございます。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第30号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第35号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第35号、財産取得について同意を求め
る件につきまして、ご説明申し上げます。

消防ポンプ自動車購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井
手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条
の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、4消備第1号、災害対応特
殊消防ポンプ自動車購入。2、取得金額、金5,492万7,479円、う
ち取引に係る消費税額、金498万8,479円。3、取得の相手方、京都
府綴喜郡井手町大字多賀小字高橋18番地、寺村光夫商事株式会社、代表取
締役、寺村珠里氏。4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回、井手分署に配備している消防ポンプ車の更新のための購入で
あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 特殊消防ポンプ車の更新ということで説明なんですけど
も、具体的に更新されたポンプ車の性能等で、何か新たに機能がつくとい
うことがあるんだったら、説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ただいまのご質問でございます。

今度新たに装備するものとして、圧縮空気発泡装置といたしまして、
水と消防原液を混合して、空気をそれに注入して発泡させるシステムが主流
になってきているようでして、それを導入させていただきます。600リッ
トルの水で1万リットルの放水と同じ消火能力があると言われていたものを
導入するところが新しいところと、あと4WD、今は二輪駆動なんで
すけれども、四輪駆動の車を購入します。こちらにつきましては、以前、2
年ほど前から、国に対して、大きな額でございますので、財政措置などをし

ていただくよう要望も町長名でさせていただきまして、京都府とも協議した結果、緊援隊登録車、緊急援助隊という、大きな災害が起きたときに京田辺市消防本部の井手分署も含めて応援に行くような車両ということで登録ができるという協議が整いましたもので、その登録をするに当たりましては、四輪駆動が必要ということもございますので、今回、こちらについても新たに装備をさせていただいていると。なお、緊援隊登録車になりますと、緊急防災・減災事業債という有利な起債も活用できますので、そういうものを十分に活用しながら、更新の方を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

6番（谷田利一） まず、現有の消防車については、処分はどのようにされるんですか。これは下取りを含んでの入札金額ですか。

それと、当初の予定価格は幾らだったんでしょうか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 今の車両でございますけれども、今回につきましては競り売りの方をさせていただこうと思っております。新しい消防車が導入された後、競り売りの方で、手続をしようと思っております。ですから、今の入札の中には下取りの額は入っておりません。

予定価格につきましては、税抜きで5,220万7,000円でございます。税込みでいきますと5,742万7,700円でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第35号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第 3 5 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第 3 5 号は同意することに決定しました。

次に、日程第 8、令和 3 年度城南土地開発公社(第 1 回)補正事業計画に関する報告書、並びに令和 4 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入しております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、令和 3 年度城南土地開発公社(第 1 回)補正事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2 ページをご覧ください。令和 3 年度城南土地開発公社(第 1 回)補正事業計画であります。

公有地取得事業でありまして、井手町分はございません。

次に、もう 1 冊の方をご覧ください。令和 4 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきまして、ご説明申し上げます。

2 ページをご覧ください。令和 4 年度城南土地開発公社事業計画であります。

まず、上の表であります。公有地取得事業でありまして、井手町分はございません。

次に、下の表であります。公有地売却予定でありまして、こちらにつきましても、井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 以上で日程第 8 を終わります。

次に、日程第 9、発議第 4 号、国民の祝日「海の日」の 7 月 2 0 日への固定化を求める意見書を議題とします。

発議第 4 号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

6番(谷田利一) 6番、谷田利一です。国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を、会議規則第14条第1項の規定により、読み上げて提出させていただきます。

提出者、井手町議会議員、谷田利一。賛成者、井手町議会議員、奥田俊夫。

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されているが、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー化により、7月の第3月曜日となっています。

わが国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同よろしく申し上げます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 反対の立場で討論します。

この意見書につきまして、提出を求める陳情が海事振興連盟というところから出されておりました、その陳情の趣旨を読みますと、国民の祝日「海の日」が定められた歴史的な経緯を見ますと、「海の記念日」が基になっていると。昭和16年に海の記念日が制定された理由としては、明治9年に明治天皇が横浜港に入港したのが7月20日だったというようなことが書かれています。

これがこの意見書でいう歴史的経緯なのかと思いますが、天皇がどういう行為をしたからということをもって祝日の日時を固定化させるということとは、その文化的、経済・社会的な関わりと比べますと、ほとんど意味がないのではないかと。

ハッピーマンデーは国民の中に定着をしております、経済効果的にも大きな意義を持っていると思いますから、今さらわざわざ7月20日に固定化するというについては、ほとんど意味がない。明治天皇の行為を殊さら国民に強調したいがためかというふうに考えますので、反対をいたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、発議第4号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を採決します。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、発議第5号、消費税率を5%に引き下げよう求める意見書を議題とします。

発議第5号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。消費税率を5%に引き下げよう求める意見書について、ご説明を申し上げます。

世界では新型コロナ感染拡大による経済の混乱がようやく一段落の兆しを見せつつある中、アメリカでは、急速なインフレを防ぐために、金融引締め政策として、約28年ぶりにFRBが金利の大幅引上げを行うなどの金融政策を行いました。イギリスでも同様です。

しかし、日本においては、日本銀行は異次元の金融緩和政策を続けるということを示し、ロシアによるウクライナ侵略戦争が重なり、極端な円安状態が進行し、輸出大企業は大きな恩恵を被る一方、輸入物品に関わっては資材高騰や品不足が深刻な状況であります。

国民生活においては、原油高騰だけでなく、あらゆる食料品・生活必需品の値上げの波が押し寄せているなか、働く者の賃金は上がり、年金は今年も0.4%引き下げられました。そんなときに、黒田日本銀行総裁は、「日本の家計の値上げ許容度も高まってきている」などと発言し、すぐに撤回したとはいえ、お金をつかさどる日本銀行の認識があまりにも国民の意識とかけ離れているということが露呈しました。

総務省の家計調査での物価高騰の生活への影響を見ますと、所得が低い層ほど家計の負担率が大きく、消費税の負担が重くなっております。年収200万円以下の層では、物価高騰の影響が4.3%増となり、消費税5%の増税と同等の家計負担増になっております。消費税の逆進性は明らかです。

新型コロナが感染拡大後に、消費税を導入している世界の国々において、消費税率の引下げを行っている国は既に89か国にも上っております。日本でも、消費税率を5%に引き下げることで、0.56兆円のGDP押し上げ効果があると民間機関が試算しているとおりでございます。

以上の趣旨から、国民生活防衛のため、下記の事項について強く政府に求めます。

1、消費税率を緊急に5%に引き下げること。

5%というのが家計の200万円以下の層の影響額とほぼ匹敵する額に当たりますので、これは非常に理にかなった提案ではないかと思われれます。ぜひご賛同をお願いいたします。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第5号、消費税率を5%に引き下げるよう求める意見書を採決します。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

次に、日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第12、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。

よって、これをもちまして、令和4年6月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時19分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 田 中 保 美

署名議員 谷 田 みさお